

京都市告示第 106 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 14 年 2 月 5 日付けで認可した南高田町自治会及び平成 18 年 3 月 1 日付けで認可した紫野西大徳寺町南部町内会について変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 20 年 5 月 8 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

団体の名称	変更前	変更後
南高田町自治会	野原 幸雄	藤田 雅史
紫野西大徳寺町南部町内会	田中 真津雄	西川 義昭

2 代表者の住所

団体の名称	変更前	変更後
南高田町自治会	京都市南区久世高田町 35 番地の 61	京都市南区久世高田町 35 番地の 24
紫野西大徳寺町南部町内会	京都市北区紫野大徳寺町 67 番地の 28	京都市北区紫野大徳寺町 67 番地の 39

3 事務所の所在地

団体の名称	変更前	変更後
紫野西大徳寺町南部町内会	京都市北区紫野大徳寺町 67 番地の 28	京都市北区紫野大徳寺町 67 番地の 39

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)